

難病ソリューションズ勉強会 報告書

障害年金学習会（21名参加）

日時：平成27年6月21日（日）13時～16時

場所：下関身体障害者福祉センター

講師：藤井 悌一 先生（社会保険労務士）

【障害年金受給のポイント】

受給要件

1 初診日要件 2 障害認定日要件 3 保険料納付要件の3要件をすべて満たすことが必要。

※初診日

障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師の診察を受けた日。

誤診（直腸がんと痔の間違え等）後、転院しても誤診日が初診日になる。
病院が廃業していたり、カルテの保存年限が過ぎていた場合は、申立書で申し立てることにより認められる場合がある（当時の診察券、薬の袋、交通事故であれば当時の新聞記事で認められたケースもあり）。20歳前障害について、2人以上の証言で初診日が認められるケースもあり。申立書にどれだけ客観性のある資料を添付できるかが重要になる（日本年金機構に確認）。

※保険料納付要件

A 初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち保険料納付済期間が3分の2以上あること。

B 初診日の属する月の前々月までの直近1年間に未納期間がないこと。

AかBいずれかを満たせば保険料納付要件は満たす。

保険料の納付要件を満たしていない場合、基本的に障害年金が支給されることはない。

支払いが困難な場合は必ず免除申請をする（障害年金が受給できそうな場合は先に市役所 or 年金機構で免除申請、その後病院を受診する）。

障害の原因となった病気やけがについて診察を受けた日（初診日）において加入していた年金（国民年金・厚生年金・共済年金 e t c）が支給されるため、いつが初診日になるかが重要になる。

国民年金：障害基礎年金 1 級・ 2 級

厚生年金：障害厚生年金 1 級・ 2 級・ 3 級・ 障害手当金（一時金）

c f 3 級は厚生年金にはあるが、国民年金にはなし。退職直前に会社のがん検診でがんが見つかり手術して人工肛門になった（←障害厚生年金 3 級が受給可能）。定年後が初診日で厚生年金事業所に勤務していなければ、障害年金が受給できない（国民年金に 3 級の障害年金がないため）。

○障害基礎年金が支給停止になる場合

数年おきに行われる再認定で 2 級から 3 級に変更された場合、障害基礎年金は支給停止になる（障害基礎年金に 3 級がないため）。精神障害に多い。

→障害年金診断書の審査は厳しい。医師に的確な情報を伝え、審査が認められる診断書を作成する必要あり。

例えば、精神障害者で引きこもり、1 日中寝間着で終日介護が必要な状態。家族の全面的な支援が必要なので 1 級相当。病院に行く日だけ身ぎれいにして医師の前で「まあまあです」と答えると医師には普段の状態を診断書に記載することが困難になる。このようなケースでは家族が普段の状態を申立書に詳細に記載するとよい。

○頻繁にある法改正に注意する

平成 23 年 9 月の法改正で発達障害が新たな障害として加えられた。

※発達障害（アスペルガー症候群・自閉症スペクトラム障害等）について

日常生活や他人との関わり、学業などで「その他大勢」と違うことによって生じる障害。知的障害を伴わない発達障害は、社会人になって初めてその障害に気付くケースも多い。就労後、うまく対人関係が築けず仕事を継続することが困難な場合がある。こういったケースで障害年金を受給できる場合がある。

○併給可：労災の保障+障害基礎年金、医薬品後遺障害年金+障害基礎年金。

○年金の支給特例について

- 1) 老齢年金(定額部分、加給年金)の早期支給
障害年金3級以上の退職者。健常者より5年早くなる。
- 2) 老齢厚生(共催)年金の繰り上げ支給
- 3) 併給(65歳から)
障害基礎年金と老齢厚生年金(課税、保険料に注意)
障害基礎年金と遺族厚生年金(非課税)
障害基礎年金と障害厚生年金(非課税)

○転給制度について

- ・死亡者(父や母)が受給していた公的年金・障害年金
→死亡月で打ち切り。子はもらえない。
- ・死亡者(母と想定)が受給していた遺族基礎年金
→同順位の子が受給(高校卒業まで)
- ・死亡者(母と想定)が受給していた遺族共済年金、労災保険からの遺族補償年金→後順位者(子ほか)に転給

【参加者からの質問】 ※プライバシー保護の観点から一部改変・省略

39歳公務員。6歳時にネフローゼ症候群を発症。再発と寛解を繰り返していましたが、現在、症状は安定しており、服薬は継続していますが、病休や入院はありません。

Q1 働きながら障害年金の受給は可能ですか？

A1 受給可能です。ただし公務員の場合は支給停止になります(平成27年10月以降厚生年金との統合により受給可能になる)。障害年金2級の基準が「労働による収入が得ることが出来ない程度のもの」とあるが、実際に働いていても支給されるケースはあります。「一般的に就労が困難な程度の障害」という意味で、実際に就労していないという意味ではありません。

Q2 20歳前障害で障害基礎年金を申請する場合に初診日の証明が困難なのですが。また、初診日に例外規定はありませんか？

A2 カルテの保存年限が過ぎたこと等により、初診日の証明が困難な場合、申し立てが認められる場合があります(診察券・当時の症状の2人以上の証言

など)。初診日の例外規定ですが、同一の傷病でも社会的治癒が認められる場合は、再発した日を初診日とする場合があります。今回のケースで再発日を初診日と認められれば障害共済年金の対象になる可能性があります。

※社会的治癒

同一の傷病でも、長期に渡って（おおむね5年以上※1）自覚症状もなく、医療を行う必要がなく社会復帰※2している場合は、再発しても同一の傷病とみなされず、再発した日が初診日になります。働いていても服薬している※3と社会的治癒ではありません。

※1 1年半で認められる場合もあり（ケースバイケース）

※2 他の職員と遜色なく働いていれば、認められる場合がある（会社の上司の指摘等で証明する）

※3 再発防止の最低限の投薬であれば社会的治癒が認められる場合もある

Q3 引きこもりの少年の診断書を作成するのに、「うつ病」ではない、むしろ「発達障害」と診断しましたが2件も却下されてしまいました。病名によって認定のされ方は違うのでしょうか？

A3 今や引きこもりは70万人ともいわれ大きな社会問題です。病名で、「人格障害」「神経症」は認定されません。

「発達障害」で却下されたものに対しては、医師が病状を詳しく記載して重症であることを証明する診断書を再提出するのが有効と思われます。日常生活能力の評価も、本来一人暮らしを想定して食事を食べる行為の場合なら献立を考える、買い物をする、調理する、といった一連のプロセスが自立していないと真の意味で「できる」とは言えません。同居家族に依存して、食事を運んでもらったら食べるだけでは、「できる」と診断すべきではありません。

同様に、身体障害の状態をきたす精神疾患「身体表現性障害」も、固定した障害とみなされないためまず認定されません。